

3 訪問看護ステーションの利用者の状況

(1) 要介護（要支援）度別利用者の状況

平成28年9月中の利用者の状況をみると、利用者1人当たり訪問回数は、介護予防サービスでは4.8回、介護サービスでは6.3回となっている。利用者1人当たり訪問回数を要介護（要支援）度別にみると、「要介護5」が7.9回と最も多く、要介護度が高くなるに従い訪問回数が多くなっている。1事業所当たり利用者数をみると、介護予防サービスでは7.7人、介護サービスでは42.6人、1事業所当たり延利用者数は、介護予防サービスでは37.1人、介護サービスでは270.2人となっている。（表9、図3）

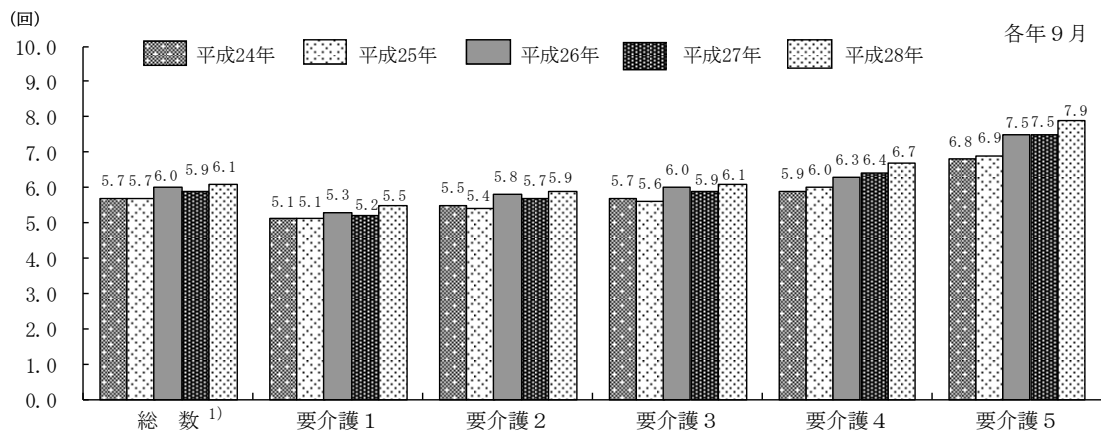
表9 要介護（要支援）度別利用者の状況（詳細票）

平成28年9月			
	利用者1人当たり 訪問回数(回)	1事業所当たり 利用者数(人) ¹⁾	1事業所当たり 延利用者数(人) ¹⁾
総数 ²⁾	6.1
介護予防サービス ³⁾	4.8	7.7	37.1
要支援1	4.1	2.5	10.2
要支援2	5.2	5.1	26.6
介護サービス ⁴⁾	6.3	42.6	270.2
要介護1	5.5	8.9	48.3
要介護2	5.9	10.6	62.6
要介護3	6.1	7.4	44.7
要介護4	6.7	7.2	48.2
要介護5	7.9	7.7	60.7

注：健康保険法等のみによる利用者を含まない。

- 1) 「1事業所当たり利用者数」及び「1事業所当たり延利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。
- 2) 「総数」は、要支援認定申請中、要介護認定申請中、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者等を含む。
- 3) 「介護予防サービス」は、要支援認定申請中を含む。
- 4) 「介護サービス」は、要介護認定申請中、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者等を含む。

図3 要介護度別利用者1人当たり訪問回数の年次推移（詳細票）



注：健康保険法等のみによる利用者を含まない。

- 1) 「総数」は、介護予防サービスの利用者、要支援認定申請中、要介護認定申請中、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者等を含む。

(2)～(4)の利用者の状況については、平成28年9月中に訪問看護ステーションを利用した者の推計数である。

(2) 性・年齢階級別利用者数の構成割合《利用者票》

平成28年9月中の訪問看護ステーションの利用者のうち、介護保険法による利用者は70.4%となっており、性別にみると、「男」が39.8%、「女」が60.2%となっている。年齢階級別にみると、介護保険法による利用者では「80～89歳」が43.7%、健康保険法等による利用者では「40～64歳」が30.7%と最も多くなっている。(表10)

表10 性・年齢階級別利用者数の構成割合《利用者票》

(単位：%)		平成28年9月		
	総数	介護保険法	健康保険法等	
総数	100.0 (100.0)	100.0 (70.4)	100.0 (29.6)	
男	42.4	39.8	48.5	
女	57.6	60.2	51.5	
40歳未満	5.3	・	17.7	
40～64歳	12.4	4.7	30.7	
65～69	7.7	6.5	10.3	
70～79	22.2	23.2	20.0	
80～89	35.7	43.7	16.9	
90歳以上	15.8	21.0	3.5	

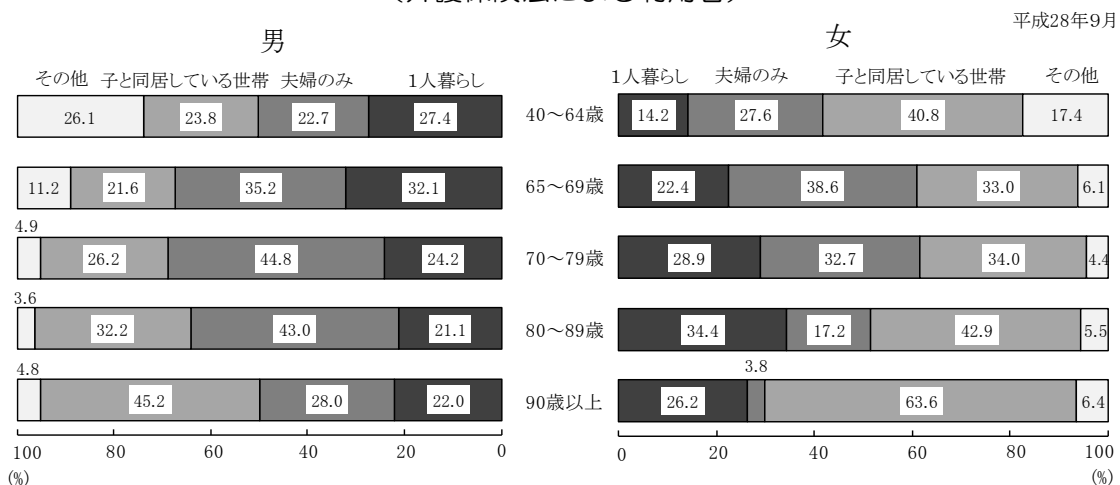
注:1)「総数」は、年齢不詳を含む。

2)「健康保険法等」による利用者は、介護保険法の支払いがなく、後期高齢者医療制度等の医療保険、公費負担医療等の支払いがあった者である。

(3) 同居家族の状況《利用者票》

平成28年9月中の介護保険法による訪問看護ステーションの利用者について、同居家族の状況を性・年齢階級別にみると、男は65～89歳の各年齢階級で「夫婦のみ」が最も多く、女は40～64歳と70歳以上の各年齢階級で「子と同居している世帯」が最も多くなっている(図4)。

図4 性・年齢階級別同居家族の状況の構成割合《利用者票》
(介護保険法による利用者)

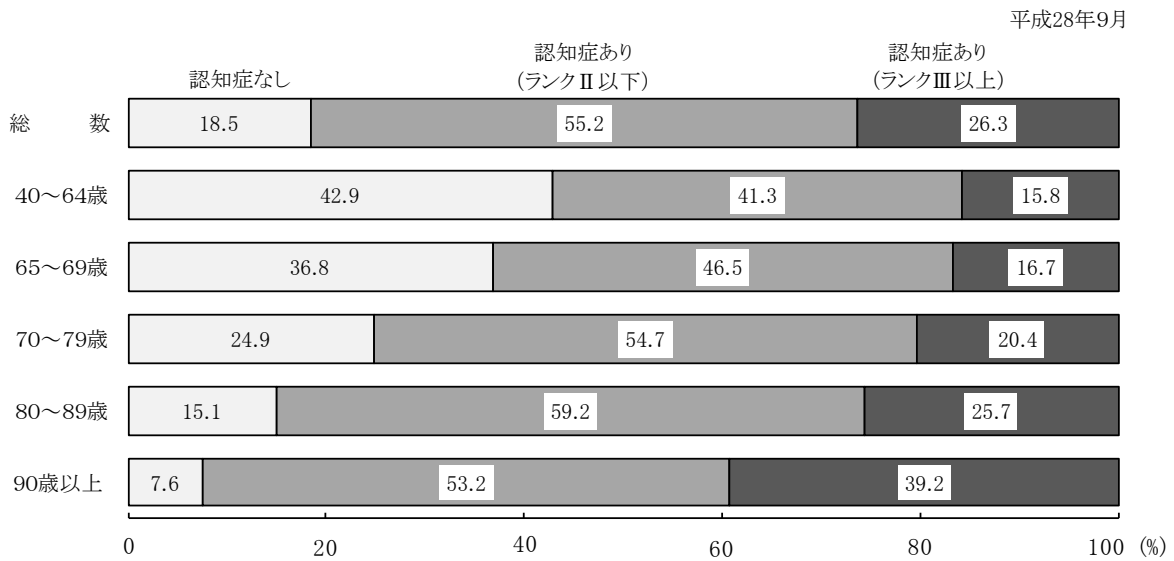


(4) 利用者の認知症の状況《利用者票》

平成28年9月中の介護保険法による訪問看護ステーションの利用者について、年齢階級別に認知症の状況をみると、「認知症あり」は、加齢とともに増えており、80～89歳では25.7%、90歳以上では39.2%が「認知症あり（ランクⅢ以上）」となっている（図5）。

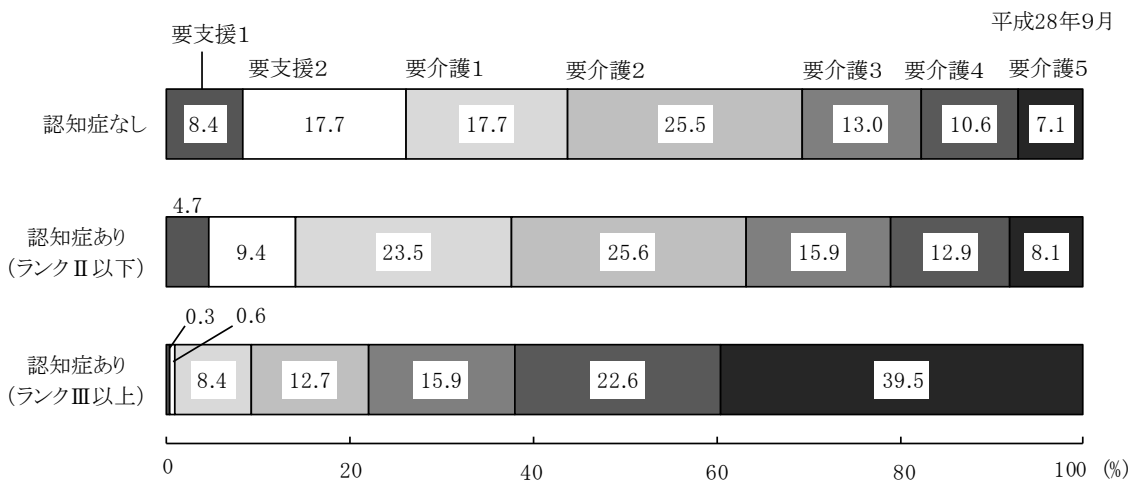
また、認知症の状況別に利用者の要介護（要支援）度の状況をみると、認知症のランクが高くなるに従って、要介護度の高い人の割合が多くなり、「認知症あり（ランクⅢ以上）」では「要介護5」が39.5%となっている（図6）。

図5 年齢階級別認知症の状況の構成割合《利用者票》
(介護保険法による利用者)



注: 1) 認知症の状況には、不詳を含まない。
2) 認知症のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

図6 認知症の状況別要介護（要支援）度の構成割合《利用者票》
(介護保険法による利用者)



注: 1) 介護保険法による利用者のうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者及び要介護（要支援）認定申請中を除く。
2) 認知症のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。